

「ごみ処理基本計画中間見直し」(案) に関するご意見の募集について (パブリックコメント)

1. 受付期間：平成30年1月10日(水)～2月9日(金)
2. 受付人数：3人
3. 意見件数：4件

	年代	性別	頁	ご意見	回答
1	—	女性	—	ごみ処理券についてですが、粗大ゴミの金券としても使用できませんでしょうか。	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本市では、ごみの減量化・資源化を進める有効な方法として、平成17年1月から家庭ごみの「2段階有料(一定量無料)化制度」を開始いたしました。</p> <p>この制度は、<u>日常的に</u>家庭から出される燃やせるごみと燃やせないごみを対象とすることで、市民の皆さまに日頃からごみの減量化や分別の徹底等に取り組む意識や積極性を高めてもらい、<u>習慣的に</u>ごみの減量化を図っていただくことを目的としています。</p> <p>一方で粗大ごみは<u>臨時的に</u>出されるものであり、出される量も世帯ごとに大きな差があることから、ごみ袋購入補助券の対象とせず、出される量に応じて手数料をその都度徴収するほうが、排出を抑制し、物を大切に使う意識の向上や負担の公平化を図るためには、より効果的であると考えています。</p> <p>また、粗大ごみは戸別収集方式を採用しており、指定ごみ袋によるステーション方式で収集している燃やせるごみや燃やせないごみとは仕組みや手数料の金額が異なります。仮に粗大ごみを補助券の対象とした場合、差額の返金処理など販売店にとっての新たな負担となるため対応は困難な状況です。</p> <p>本市といたしましては、引き続き市民の皆さまからの貴重なご意見を参考にして、より利用しやすい制度にしていきたいと考えております。今後とも、本市の環境行政及びごみの減量化・資源化に対して、ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。</p>

	年代	性別	頁	ご意見	回答
2	80代	女性	—	<p>ゴミ補助券が足りません。他の県のように、10枚で300円とか400円とかで購入できるようにしてほしいです。</p> <p>（小—300円 中—400円 大—500円とかで・・・）</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。ごさいました。</p> <p>本市では、ごみの減量化・資源化を進める有効な方法として、平成17年1月から家庭ごみの「2段階有料（一定量無料）化制度」を開始いたしました。この制度は、1人あたり一定量（9000）までのごみ処理手数料を無料とし、一定量を超えたごみは処理手数料を有料とすることで、市民の皆さまにごみの減量化や分別の徹底等に取り組む意識や積極性を高めてもらう制度になっております。</p> <p>他市の多くが採用している「単純従量制」は、指定ごみ袋の1枚目から袋代にごみ処理手数料が付加されております。この場合、袋1枚当たりの単価は安く負担を感じにくいのですが、ごみ減量の意識が薄れごみ袋の購入枚数が多くなることにより、年間通して合計すると結果的に高い処理手数料を支払っていることとなります。</p> <p>参考までに、「単純従量制」を採用している県内の自治体と比較すると、大袋1枚で大村市は30円、諫早市は25円、佐世保市は購入補助券を使えば10円、使わなければ220円となっております。</p> <p>以上のように、本市の制度は、ごみの減量化・資源物の適正な分別にご協力いただき、ごみの排出量を1人あたり年間9000以内に抑えていただければ、他市より低価格でごみ袋を購入できる制度になっております。本市といたしましては、引き続き市民の皆さまからの貴重なご意見を参考にして、より利用しやすい制度にしていきたいと考えておりますし、ご希望があればごみの分別、減量化・資源化のアドバイスも行っております。今後とも、本市の環境行政及びごみの減量化・資源化に対して、ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。</p>

	年代	性別	頁	ご意見	回答
3	—	男性	13 頁	<p>ゴミ抑制が必要なのは、環境問題を考えるうえで必要なのはわかります。しかし、現在佐世保市では禁止的に高いゴミ処理料を支払って、住民はゴミを出しているのが事実です。禁止的に高いゴミ処理料を取っている割には、いろんな意味において、ゴミを出すのが便利かというところでもありません。公が住民に対してこのような施策を行うのには、何か意味があるのでしょうか。公が施策として行うには、結果的に、住民に何かしらの便益（メリット）がなければならぬ、と思うのですが、それが全く読み取れません。単純に公の都合で住民に負担をかけているとしか見えません。</p> <p>実際は、住民がゴミを生産しているわけではないと思います。消費者はモノを消費し、余ったものを捨てるのだと思います。つまり、現代社会において生産者は過剰な包装をし、やむを得ず消費者はそれを廃棄しているのだと思います。むしろそのような過剰な包装をする、生産者の方を規制すべきだと思います。</p> <p>住民は公の施策で住みやすい地域を選ぶ可能性もあるでしょうから、このような禁止的に高いゴミ処理料が、佐世保に住むことのバリアになっていないかについても、懸念します。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>本市では、ごみの減量化・資源化を進める有効な方法として、平成 17 年 1 月から家庭ごみの「2 段階有料（一定量無料）化制度」を開始いたしました。この制度は、1 人あたり一定量（9000）までのごみ処理手数料を無料とし、一定量を超えたごみは処理手数料を有料とすることで、市民の皆さまにごみの減量化や分別の徹底等に取り組む意識や積極性を高めてもらう制度になっております。</p> <p>他市の多くが採用している「単純従量制」は、指定ごみ袋の 1 枚目から袋代にごみ処理手数料が付加されております。この場合、袋 1 枚当たりの単価は安く負担を感じにくいのですが、ごみ減量の意識が薄れごみ袋の購入枚数が多くなることにより、年間通して合計すると結果的に高い処理手数料を支払っていることとなります。</p> <p>参考までに、「単純従量制」を採用している県内の自治体と比較すると、大袋 1 枚で大村市は 30 円、諫早市は 25 円、佐世保市は購入補助券を使えば 10 円、使わなければ 220 円となっております。</p> <p>以上のように、本市の制度は、ごみの減量化・資源物の適正な分別にご協力いただき、ごみの排出量を 1 人あたり年間 9000 以内に抑えていただければ、他市より低価格でごみ袋を購入できる制度になっております。</p> <p>それから、商品などの包装については、容器包装リサイクル法において、事業者の責務として、過剰な包装を抑制することや、繰り返し使用できる包装とすることなどに努めるよう規定されています。そのため、各事業者におかれては、包装の軽量化・小型化・簡素化、詰め替え商品の開発、廃棄時にリサイクルしやすい包装への変更など、環境にやさしい取組が進められているところですので。</p> <p style="text-align: right;">（→裏面につづく）</p>

	年代	性別	頁	ご意見	回答
	(つづき)				<p>また、容器包装リサイクル法においては、消費者に対しても、過剰な包装を抑制することや、繰り返し使用できる商品を選択することなどに努めるよう規定されています。買い物の際はマイバッグを持参しレジ袋を断ること、詰め替え商品を積極的に購入すること、贈答品においても簡易な包装を選択すること、包装紙の廃棄時にリサイクルできるものは資源物として排出することなど、消費者としても日頃から取り組めることはたくさんあります。そのようなちょっとした心がけがごみの減量化・資源化につながり、ごみ袋の購入も少なくすませることができます。</p> <p>本市といたしましては、引き続き市民の皆さまからの貴重なご意見を参考にしつつ進めてまいりたいと考えております。ご希望があればごみの分別、減量化・資源化のアドバイスも行っておりますので、今後とも、本市の環境行政及びごみの減量化・資源化に対して、ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。</p>
4	—	男性	15 頁	<p>現状、プラスチックも燃えるゴミとして出されています。プラスチックは再生可能な資源であり、多くの自治体でもプラスチックゴミとして分別されています。なぜ、佐世保ではプラスチックゴミを分別しないのでしょうか。これが資源として回収されるだけでも、高いゴミ袋の負担も小さくなり、より燃えるゴミのうちのリサイクル率が高くなると思うのですが。もしかしたら、プラスチックゴミを分別しても、買い手が居ないという問題があるのでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>プラスチックのリサイクルについては、素材として再資源化する「マテリアルリサイクル」と、化学原料や燃料に再生する「ケミカルリサイクル」、焼却してその熱エネルギーを利用する「サーマルリサイクル」に分けられます。</p> <p>自治体によっては、プラスチックを資源物として分別収集しているところもありますが、本市では、石油製品であるプラスチックを焼却した場合の高い熱エネルギーに着目し、ペットボトル以外のプラスチックについては「燃やせるごみ」として収集し、焼却して発電や熱利用を行う「サーマルリサイクル」する手法をとっています。東部クリーンセンターでは、ごみを燃やすことで得られた熱を利用して発電したり、附帯施設の「エコスパ佐世保」の (→次頁につづく)</p>

	年代	性別	頁	ご意見	回答
	(つづき)				<p>温水プールに活用するなど、節電と省電力化を効率的に行っています。</p> <p>仮に本市が「マテリアルリサイクル」とした場合、近くにプラスチックを再生できる工場がないため、運搬時の排出ガス等も含め、総合的に環境への負荷が大きく経費もかかってしまうという調査結果があります。</p> <p>また、一般社団法人プラスチック循環利用協会の調査によれば、2016年に家庭から出された廃プラスチックの処理方法は、マテリアルリサイクル17%、ケミカルリサイクル7%、サーマルリサイクル57%、単純焼却14%、埋立5%となっており、素材や原料・燃料に再生されているのは全体の4分の1程度であることがわかります。「マテリアルリサイクル」は、廃プラスチックをプラスチックのまま原料にして新しい製品をつくるリサイクル方法であることから、汚れや異物があったり、いろいろな種類の樹脂が混ざったりしている家庭系の廃プラスチックは、再生プラスチックの原料として使うことが難しいという実態もあるそうです。</p> <p>近年、プラスチックの分別の徹底が難しく、市民の分別負担や処理経費の軽減のため、「マテリアルリサイクル」から「サーマルリサイクル」に切り替えている自治体もあるのが実情です。</p> <p>本市といたしましては、引き続き市民の皆さまからの貴重なご意見を参考にしつつ進めてまいりたいと考えております。ご希望があればごみの分別、減量化・資源化のアドバイスも行っておりますので、今後とも、本市の環境行政及びごみの減量化・資源化に対して、ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。</p>